土地	百万円	
建物	百万円	
建物附属設備	百万円	
構築物	百万円	
機械装置	百万円	
その他	百万円	
合計	百万円	

※対象施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その全体について記載すること。ただし、建物が複数ある場合など、特定業務施設、特定業務福利厚生施設、特定業務児童福祉施設及び対象施設以外の施設ごとに区分できる場合は、その内訳を記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、「取得価格等」の欄にその合計額を記載し、「備考」の欄に主な内訳等を特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設ごとに記載すること。

（２）　特定業務施設等の整備に必要な資金の調達方法

調達方法	金額	備考
自己資金	百万円	
借入金	百万円	
社債等	百万円	
出資	百万円	
その他	百万円	
合計	百万円	

※ただし、対象施設を整備する場合であって、特定業務施設、特定業務福利厚生施設、特定業務児童福祉施設及び対象施設以外の施設ごとに区分できる場合は、その内訳を記載すること。

※国、都道府県及び市町村等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。

※合計額は３（１）特定業務施設等の整備に必要な資金と同額となるよう記載すること。

４　特例措置の活用の希望

特例措置内容		活用の希望の有無
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証		□希望する　□希望しない
設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用）		□希望する　□希望しない
	上乗せ措置の適用（注１）	□希望する　□希望しない
	中古資産に対する適用（注２）	□希望する　□希望しない

注１）租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 10 条の５第１項第１号又は第 42 条の 12 第１項第１号に規定する要件を満たす場合の特別償却又は税額控除の選択適用を受けるものをいう。

注２）租税特別措置法第 10 条の５第１項第２号若しくは第３項第２号又は第 42 条の 12 第１項第２号若しくは第２項第２号の規定により特別償却又は税額控除の選択適用を受けるものをいう。

※設備投資に対する課税の特例措置を活用する場合であって、当該特例措置の対象となる特定業務施設の雇用保険適用事業所番号を有する場合は以下に記載すること（複数の雇用保険適用事業所番号を有する場合はその全てを記載すること。）。

５．女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく男女の賃金の額の差異の公表について

男女の賃金の額の差異	□公表している	□公表していない

（１）　（公表している場合）公表先

□　厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」

□　その他（　　）

（２）　（公表していない場合）その理由

□　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 20 条第１項又は第２項による公表の義務付けの対象外であるため

□　その他（　　）